

48039

日本輸出入者標準コード変更登録申込書 (法人用)

申込法人名

申込年月日 (西暦)

年 月 日

〒104-0032
東京都中央区八丁堀二丁目29番11号
キューアス八丁堀 第二ビル
(JASTPRO、ジャストプロ)
一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会
コード管理センター 御中

所在地 (登記)

代表者氏名

実印

日本輸出入者標準コードの 変更登録 を致したく、印鑑証明書等 及び 手数料 (又は銀行振込明細書のコピー) を添えて下記のとおり
申し込みます。なお、下記1の登録内容が「日本輸出入者標準コード表」への掲載等により公開されることについては了承します。

1 変更登録事項

(1) 変更前の登録事項 (変更事項のみ記入)

コード番号																			
法人番号																			

法人名称	和文 (登記名)	
	英文 (インボイス記載名)	
所在地	和文	
	〒	TEL FAX

(2) 変更後の登録事項 (変更事項のみ記入してください。)

変更予定日 (西暦)	2	0																	
	年	月	日																

法人名称	フリガナ	
	和文 (登記名)	
	英文 (インボイス記載名)	
所在地	フリガナ	
	和文 (ビル名も記入)	
	〒	TEL FAX
		社名又は所在地が変更となった場合の 添付書類については裏面記載要領参照。
法人番号 (変更がある場合)		

2 重要事項 CD-ROM版の「日本輸出入者標準コード表」に掲載を希望しない場合には、を塗りつぶしてください。

TEL番号を掲載しない。 FAX番号を掲載しない。

3 登録者連絡先 申込法人における登録担当者、電話番号は必ず記入してください。

担当部課		氏名	
TEL		PCメールアドレス	

4 登録手数料の支払方法 銀行振込等の欄は、該当する項目のを塗りつぶしてください。

変更登録手数料	¥1,320	振込日 (西暦)	2	0															
銀行振込	<input type="checkbox"/> みずほ銀行新橋支店 (普) 1310239 <input type="checkbox"/> 三井住友銀行日比谷支店 (普) 5187851 <input type="checkbox"/> 三菱UFJ銀行新橋支店 (普) 0406376 <input type="checkbox"/> りそな銀行新橋支店 (普) 0899385	現金	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 小切手 (裏面記載要領参照) <input type="checkbox"/> 郵便為替																
振込先口座名「ジャストプロ」又は「(イチザイ)ニホンボウエキカンケイテツツキカンイカキョウカイ」 申し訳ございませんが、銀行振込手数料は申込者様にてご負担願います。																			

5 申込代理者 コード登録申込者以外の方が手続する場合に記入してください。申込者との関係欄は、いずれかのを塗りつぶしてください。

代理会社所在地			
代理会社名		TEL	- -
担当者所属部課		担当者氏名・押印	
申込者との関係	<input type="checkbox"/> 通関業者 <input type="checkbox"/> その他		印

標準コード変更登録手続について(法人用)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という。)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の情報処理システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードを取得することができます。その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。なお、個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。

II 変更登録申込手続 (この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページの「よくある質問」をご覧ください、手数料をお支払いのうえ、必要書類を添えて郵送して下さい。

なお、当協会ホームページからも申込手続ができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/>

○ 記載要領

「申込法人名」の「実印」は、法務局に登録した法人の印鑑を押印して下さい。

1 変更登録事項

(1) 変更前の登録事項

- ① 「コード番号」は、必ず記入して下さい。
- ② 「法人名称」、「所在地」は、変更になった又は変更予定の事項に関し、変更前の登録事項を記入して下さい。

(2) 変更後の登録事項

- ① 「変更予定日」には、登録事項を変更したい希望日を記入して下さい。
- ② 「法人名称」、「所在地」は、変更になった又は変更予定の事項に関してのみ記入して下さい。
- ③ 「法人名称」が変更になった場合には、「印鑑証明書(法務局発行3ヶ月以内のもの、コピー可)」及び「履歴事項全部証明書等(変更前と変更後の法人名が記されているもので、法務局発行3ヶ月以内のもの、コピー可)」を添付して下さい。
- ④ 「所在地」のみが変更になった場合には、「印鑑証明書(法務局発行3ヶ月以内のもの、コピー可)」又は「履歴事項全部証明書等(法務局発行3ヶ月以内のもの、コピー可)」を添付して下さい。なお、登記所在地と異なる事業所を登録したい場合には、印鑑証明書又は履歴事項全部証明書等の余白に、「登録したい事業所の所在地」を記入のうえ、記名・押印して下さい。
- ⑤ 「法人番号」が変更になる場合には、事前に当協会にお問合せ下さい。

2 重要事項

の塗りつぶしが無い場合には、掲載を了解されたものといたします。

3 登録者連絡先

「氏名」には、本手続に関する問い合わせに対応できる方をご記入願います。

4 登録手数料の支払方法

- ① 変更登録手数料は、1,320円(消費税込)です。
- ② 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし申込書に添付して下さい。
- ③ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。
- ④ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料が生じますので加算が必要となります。

5 申込代理者

非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として変更登録する場合には、「日本輸出入者標準コード新規・変更申込書(非居住者用)」でお申込み下さい。

III 注意事項

- 1 当協会でも受領後、不備がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。
- 2 郵送物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。